

答 申

文京区リサイクル清掃審議会は、平成 31 年 3 月 20 日に、文京区長より、「文京区一般廃棄物処理基本計画『モノ・プラン文京』」の改定に関わる考え方及び今後の方針について」諮問を受け、審議会において鋭意審議を進めてまいりました。

ここに「モノ・プラン文京」の改定に関わる考え方及び今後の方針について答申いたします。

文京区長 成澤 廣修 様

令和 年 月 日

文京区リサイクル清掃審議会

会長 薮田 雅弘 印

**文京区一般廃棄物処理基本計画「モノ・プラン文京」
の改定に關わる考え方及び今後の方向性について
(最終答申案)**

令和2年12月

文京区リサイクル清掃審議会

目次

1	はじめに	1
2	地域特性からみた特徴	1
3	ごみ排出の現状	2
	(1) 分別の徹底	2
	(2) 食品ロスの削減	3
	(3) プラスチックごみの削減	3
4	基本理念・方針	3
	(1) 基本理念	3
	(2) 基本方針	4
5	計画期間	5
6	計画の推進体制	5
	(1) 双方向の情報交換と区民参画	5
	(2) P D C A サイクルによる管理	5
	(3) 関係部署との連携	5
7	減量目標の設定	6
	(1) 現行計画の目標値の達成状況と評価	6
	(2) 評価指標	6
	(3) 数値目標	7
8	重要施策	7
	(1) 食品ロス削減推進計画	8
	(2) プラスチックごみの削減の推進	10
9	目標達成のための具体的な施策	13
	(1) 区民を対象とした普及啓発・協働の推進	14
	(2) 事業者を対象とした普及啓発・協働の推進	14
	(3) 家庭系の3Rの推進	15
	(4) 事業系の3Rの推進	16
	(5) 適正処理の推進	16
	(6) 運営管理体制の充実	17
10	参考資料	19
	(1) ごみ組成分析調査	19
	(2) 区民アンケート調査	20
	(3) 事業所アンケート調査	22
	(4) 容器包装プラスチック分別回収の環境負荷・コスト評価	23
	(5) 収集ごみの家庭系と事業系の按分	24

1 はじめに

平成 12 年 4 月、特別区制度改革により清掃事業が都から区に移管されました。清掃事業を実施するにあたり、区では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物処理基本計画¹である「モノ・プラン 2000 文京」を策定し、この計画に基づいてリサイクル清掃事業を進めてきました。

その後、区民のライフスタイルの変化や人口の増加、地域コミュニティの変化等に対応するため、2 度の改定を経て 2016（平成 28）年 3 月に中間年度見直しを行った「文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）」（以下「現行計画」といいます。）が策定されました。

本区では現行計画に基づき、様々な施策を実施し、循環型社会の実現を目指してきました。これらの施策に対する区民や事業者のご協力により、2019（令和元）年度まで「区民 1 人 1 日当たりのごみの排出量」は着実に減少しています。

しかし、2015（平成 27）年度から減少していた「区収集ごみ量²」は、2019（令和元）年度に 4 年ぶりに増加に転じており、循環型社会の形成に特に重要なとされる「発生抑制」や「再使用」についての区民や事業者の取組も一定程度進んではいるものの、まだ十分とはいえません。

このような状況の中、現行計画の期間満了を迎えることから、より一層のごみの減量・資源化の促進と適正処理を推進し、東京都をはじめ周辺自治体等と連携しつつ、区民・事業者・区が連携して、「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」を目指すため、現行計画の改定に関わる考え方及び今後の方向性について検討しました。

2 地域特性からみた特徴

一般廃棄物処理基本計画は、本区の地域特性を反映する必要があり、計画策定に際しては次のような事項に留意する必要があります。

¹ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項に、市町村は一般廃棄物処理計画を定めなければならぬ旨が規定されています。

² 区が収集する「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」の合計値のことです。

①人口増加

本区の人口は、2010（平成22）年度の198,167人から2019（令和元）年度の225,304人へと、27,137人（13.7%）増加しています。人口増は区収集ごみ量增加の大きな要因ですので、遅滞なくごみや資源を収集できる態勢を確保する必要があります。

②世帯構成

2010（平成22）年と2015（平成27）年の国勢調査における結果を比較すると、本区の1人世帯は6,780世帯増加しています。この中には、地域との結びつきが比較的弱い若年単身者も多くいると考えられます。

一方で、65歳以上の高齢者人口が増加しており、ごみ出しが困難な高齢者等を対象とした訪問収集等の施策をさらに進めていく必要があります。

③住居形態

同じく国勢調査における結果によると、全世帯のうち集合住宅に居住する世帯は9,704世帯増加しており、78.6%の世帯が集合住宅に居住しています。集合住宅の特性を生かした普及啓発や施策を推進する必要があります。

④事業活動

2016（平成28）年の経済センサス活動調査報告によると、本区内の事業所の56.4%は従業者数が4人以下の事業所です。事業活動に伴って排出されるごみについては自己処理が原則ですが、排出日量50kg未満、もしくは従業員20人以下の事業所に限って、例外的に有料でごみ集積所に排出することができます。これらの事業所については、許可業者収集への移行の推進や、区収集を利用する場合においては、事業系有料ごみ処理券の貼付が徹底されるような施策を検討する必要があります。

3 ごみ排出の現状

（1）分別の徹底

2019（令和元）年度に実施した「文京区家庭ごみ組成分析調査」から、紙類、びん、缶、ペットボトルなどの資源物が、可燃ごみの19.8%（平成26年度21.4%）、不燃ごみの8.4%（平成26年度12.3%）を占めていることがわかりました。これら資源物の割合は、前回2014（平成26）年度の調査結果と比較すると改善されていますが、さらに割合を下げてごみ減量を推進するため、より一層の分別の徹底が必要です。

(2) 食品ロスの削減

2019（令和元）年度「文京区家庭ごみ組成分析調査」から、家庭から出る可燃ごみのうち33.2%は生ごみが占めています。中でも、食べられるのに捨てられてしまう食品ロスが可燃ごみの7.3%を占めています。食品ロスについては、我が国は食料を輸入に依存していること、世界では飢えや栄養不良で苦しんでいる人が多いことなど国際的にも問題となっていることを踏まえて、食品ロスを削減することの重要性を区民や事業者に普及啓発することが重要です。

また、ごみ減量の視点からも区内での食品ロスの削減が重要です。

これらを踏まえ、「文京区食品ロス削減推進計画」を策定する必要があります。

(3) プラスチックごみの削減

2019（令和元）年度「文京区家庭ごみ組成分析調査」から、家庭から出る可燃ごみのうち11.9%は容器包装プラスチック、3.1%は製品プラスチックで、プラスチックごみが15.0%を占めています。プラスチックごみについては、海洋プラスチック問題が国際的な関心事になっていること等を踏まえて、プラスチックができるだけ使わないライフスタイルや事業活動への変換を促進する必要があります。

また、現在、サーマルリサイクルを行っている容器包装プラスチック等について、環境負荷削減効果と必要な費用のバランスを考慮して、分別回収の是非を検討する必要があります。

4 基本理念・方針

(1) 基本理念

世界は、貧困、人権、平和等さまざまな問題に直面しています。SDGsはこのような地球規模の問題について、「誰ひとり取り残さない」という共通理念の基に掲げられたゴールとターゲットです。私たちが循環型社会を実現することは、世界につながっています。そして、私たちが享受している豊かさは、将来世代のニーズも満たすよう継承して行かなければならることは言うまでもありません。そして何よりも、循環型社会の実現は、今、文京区に生きる私たち自身のためであるということを忘れてはなりません。

現行計画の基本理念「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」は、本区が国に先駆けて行ってきた2Rを優先する考え方と、東日本大震災等を踏まえ災害時においても環境保全と公衆衛生の水準を安定的に維持できるよう「安

全・安心」な適正処理の概念を加えて設定されました。

環境負荷を少なくしながら、生活の利便性を享受していくためには、モノの価値を最大限に活用することが必要となります。そのため、3 R³の推進や適正処理がリサイクル清掃事業に求められています。

これらのことから、基本理念は現行計画を引き継ぐものとし、新たにキャッチフレーズの設定を提案します。

区民が安心して暮らせる循環型社会の実現

～ 私たちのために、世界のために、そして未来のために ～

(2) 基本方針

区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するため、次の3つの基本方針に基づきリサイクル清掃事業を実施する必要があります。

基本方針1 区民・事業者・区が協働で取り組む2Rの推進

リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）の2Rをリサイクル（再資源化）に先立って推進することが必要です。2Rの基本は「断る（Refuse）」ことですので、区民・事業者が不要物を断りやすいような環境を整備するとともに、私たちのライフスタイルが、世界につながっていること等について普及啓発に努めることを求めます。

基本方針2 環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進

2Rの取組を行った上で排出された不用物については、リサイクルを推進していくことが大切です。リサイクルの際には、温室効果ガスをはじめとした環境負荷を低減することが求められますので、区がリサイクルシステムを整備する際には、環境負荷の低減効果と費用対効果を考慮してリサイクル施策を実施していく必要があります。

基本方針3 安全・安心な適正処理の確保

リサイクルを行った上で排出されたごみについては、速やかに収集し、東京二十三区清掃一部事務組合において23区共同で中間処理⁴を行ってごみ量を最小化した上で、東京都の最終処分場に埋め立てる必要があります。

また、災害時においては、ごみの適正処理も重要なライフラインと認識し、

³ 「循環型社会形成推進基本計画」に規定された廃棄物処理の3つの基本、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったものです。

⁴ 収集した可燃ごみを燃やしたり、不燃ごみを破碎、選別することで、できるだけ小さく軽くし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理することです。

非常時に備えていくことが必要です。

5 計画期間

計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とし、社会・経済情勢等の変化を考慮し中間年度で見直しすることを提案します。

また、一般廃棄物処理をとりまく状況に大きな変化があった場合には、年度にかかわらず見直しすることを提案します。

6 計画の推進体制

(1) 双方向の情報交換と区民参画

区民等が主体的にリサイクル清掃事業に参画することができるよう、区民等との双方向の情報交換を図る必要があります。当初計画から明確に位置づけられている区民参画の考え方を踏襲し、より積極的な区民参画を望みます。

区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するためには、地域活動団体やNPOの役割が重要です。本区は、これらの団体とのリサイクル清掃事業の推進と、団体の育成支援を行っていく必要があります。

(2) P D C A サイクルによる管理

本計画では、計画策定 (Plan) ⇒ 施策実施 (Do) ⇒ 施策評価 (Check) ⇒ 見直し (Action) というP D C A サイクルにより、毎年度、計画の進捗状況を管理していきます。評価にあたっては、区収集ごみ量や区内の事業所から発生する持込ごみ⁵量等の行政データ⁶を把握し、活用します。

また、必要に応じてごみ排出についての実態調査やアンケート調査を提案します。区民の意見を幅広く施策に反映させるため、これらのデータを参考に、文京区リサイクル清掃審議会で審議し、評価する必要があります。

(3) 関係部署との連携

区と区民等が連携してモノ配慮社会を実現するためには、リサイクル清掃部署のみならず、関係部署との連携・協力が不可欠です。

また、庁内のごみ減量活動等については、全部署が一体となって取り組む必要があります。

⁵ 排出事業者が清掃工場などに自らあるいは許可業者に委託して搬入するごみのことです。

⁶ 毎年、文京区が把握しているデータで、ごみ量としては、「区収集ごみ量」、「持込ごみ量」、資源量としては、「集団回収量」、「集積所回収量」、「拠点回収量」、「粗大ごみ資源化量」です。

7 減量目標の設定

(1) 現行計画の目標値の達成状況と評価

表－1に現行計画の数値目標の達成状況を示します。現行計画では、「ごみ量」と「資源量」について数値目標を設定しました。

2020（令和2）年度の目標値と2019（令和元）年度の実績値を比較すると、「ごみ量」については、目標達成率87.3%で目標を達成するのは困難な状況です。

この要因として、人口の増加が考えられます。現行計画は2020（令和2）年度の人口を207,897人と推計しましたが、実際には2019（令和元）年度時点での225,304人と約1割上回っています。

また、「資源量」については、目標達成率95.5%でした。「文京区家庭ごみ組成分析調査」結果から、可燃ごみや不燃ごみとして排出されている資源の割合は減少しており、分別の徹底が浸透し、資源としてのリサイクルが進んでいると考えられます。

表－1 現行計画の目標値の達成状況

		単位(t/年)		
		平成21年度 (実績値)	令和2年度 (目標値)	令和元年度 (実績値)
ごみ量	令和2年度に平成21年度比で約20%削減	70,864	57,592	65,982
資源量	令和2年度に平成21年度比で約10%増加	38,779	43,047	41,098

(2) 評価指標

進捗状況を管理するために「基本指標」と「モニター指標」という2種類の指標で評価する必要があります。

①基本指標

●基本指標1「区民1人1日当たりの総排出量」

区が処理に関与するごみ・資源の総量を区民1人1日当たりの量に換算したものです。ごみ減量を図るとともに、資源についても2Rを優先する観点から、基本指標として位置づけます。

●基本指標2「区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量」

家庭から排出される収集ごみ量の合計を区民1人1日当たりの量に換算したものです。リデュース・リユースに加えて、分別徹底の効果を測る指標となることから、基本指標として位置づけます。

②モニター指標

ごみ量に関する指標、環境負荷に関する指標、コストに関する指標として、毎年度、その推移を把握します。

表－2 モニター指標

ごみ量に関する指標	家庭系リサイクル率
	事業系ごみ量
	事業系リサイクル率
環境負荷に関する指標	最終処分量
	収集車両のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量
コストに関する指標	人口1人当たり年間処理経費
	ごみ・資源1t当たり年間処理経費

(3) 数値目標

ごみ量を数値目標として設定すると、人口の増減などの要因によって影響を受けることになります。

また、資源量を数値目標として設定すると、発生抑制が進むと資源量が減少することになってしまいます。

そのため、新計画では、区民一人ひとりの努力の総体が反映されるように、ごみ量の総量による減量目標ではなく、表－3のように区民1人1日当たりのごみの排出量で設定する必要があります。

表－3 数値目標

単位(g/人日)

		令和元年度 (推計値)	令和7年度 (中間年度)	令和12年度 (最終目標値)
基本指標1	区民1人1日当たりの 総排出量	958	837	747
基本指標2	区民1人1日当たりの 家庭ごみ排出量	358	310	269

8 重要施策

食品ロスの削減とプラスチックごみの削減について、特に積極的に推進していくべき施策として提案します。

(1) 食品ロス削減推進計画

①基本指針

食品ロスを削減するためには、区民・事業者・区の各主体がその重要性を理解し、食品をつくってくれた方の思いを忘れず、ライフスタイルや事業活動を変えていく必要があります。

食品ロス削減を推進するための基本的な指針を次のように提案します。

一人ひとりが食品ロスを減らす大切さを理解し、行動する
～ 明るく楽しく果敢に取り組む、食ロス対策 ～

②目標値の設定

東京都では、「ゼロエミッショントーキョー戦略」（令和元年12月策定）において、2030（令和12）年度の主要目標として、食品ロス発生量を2000（平成12）年度に対して半減するとしています。東京都の2000（平成12）年度の食品ロス発生量は推計約76万トン、その半分の約38万トンを目指すことになり、2017（平成29）年度の推計値の50万トンからは13年間で12万トン（約24%、1年当たり約2%）を削減する必要があります。

本区では、2019（令和元）年度の家庭ごみとして排出された食品ロスの量を、区民1人1日当たり24.3g/人日と推計しています。この量を東京都の目標に合わせた場合、毎年2019（令和元）年度比約2%、中間年度の2025（令和7）年度には約10%、最終年度の2030（令和12）年度には約20%を削減し、19.4g/人日（4.9g/人日の減）とする必要があります。

また、事業系食品ロスについても、国及び東京都と協力し、家庭系食品ロスと同程度の削減を求めます。

③進捗管理

● 基本調査等

毎年度の施策の進行状況については、文京区リサイクル清掃審議会に報告し、その内容について幅広い意見を求める必要があります。

2025（令和7）年度には、本計画の中間見直しを予定しており、そのための基礎調査として、2024（令和6）年度に家庭ごみ組成分析調査及び区民アンケート調査を実施する予定です。その際、本計画策定時と同様の調査を行い、食品ロス削減の進捗状況を踏まえ、中間見直しに反映することを提案します。

また、国は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」をおおむね5年

を目途に見直しを検討する予定であり、本計画の中間見直しの際には、国や東京都の方針を反映することが必要です。

●指標

進捗状況を評価する指標として、区民の食品ロス削減に関する認知度・取組等に関する項目、中間見直しのために実施する2024（令和6）年度における区民アンケート調査の目標値を設定することを提案します。

また、区内の小売店や飲食店についての指標の設定については、中間見直しで検討することを提案します。

④具体的な施策

目標達成のため、次のような施策を実施することが必要です。

- 区の率先した食品ロス削減の取組の推進
- 食品ロス削減を促進するための仕組みづくり
- 情報収集と普及啓発

⑤計画の推進体制

リサイクル清掃課のみならず、他の部署と情報を共有し、連携を密にして施策に取り組む必要があります。

⑥区民・事業者・区の行動指針

●行動指針

区民、事業者、区の三者が可能なことから実施する必要があります。各主体の行動指針を次のように提案します。

表－4 各主体の行動指針

区民		一人ひとりが食品ロスを減らすことの重要性を理解し、行動するよう努めます
事業者	一般事業者	従業者が食品ロスの削減に取り組みやすい環境づくりに努めます
	食品事業者・飲食店等	区民等が食品ロスの削減に取り組みやすい環境づくりに努めます
	従業者	一人ひとりが食品ロスを減らすことの重要性を理解し、行動するよう努めます
区		自ら食品ロスの削減に積極的に取り組みます
		区民・事業者の食品ロス削減を促進するための仕組みをつくります
		情報を収集し、区民・事業者への普及啓発を行います

●区民行動計画

区民が買物、調理、食事の際だけでなく、あらゆる日常生活の中で、食品ロスの削減に向けた行動が自然にできるような取組を提案し、普及啓発を推進する必要があります。

●事業者行動計画

○一般事業者・従業者

区民と同様に食品ロス削減の取組の提案、普及啓発を推進する必要があります。

○食品事業者

消費者の購入が自然に食品ロス削減につながるような販売方法や、売れ残りを出さない仕入れ方法等の取組を推進する必要があります。

○飲食店

食材を使い切る料理方法の開発、食べ残しを出さない提供方法や、食べ切りの働きかけ等の取組を推進する必要があります。

(2) プラスチックごみの削減の推進

①基本指針

プラスチックごみ問題を解決するためにはリデュースが基本であり、プラスチックができるだけ使わない取組が必要です。そして、飲食店等で使い捨てのプラスチックを勧められても断る（リフューズ Refuse）ことや、プラスチック以外の再生可能な資源を使っている製品に見直すこと等も重要です。

そのうえで、発生したプラスチックについては、環境への影響を考慮した持続可能な利用方法について検討する必要があります。

プラスチックごみの削減を推進するための基本的な指針を次のように提案します。

プラスチックの使用を減らすライフスタイルへの転換

②目標値の設定

国の「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月策定）では、2030（令和12）年までにワンウェイプラスチック⁷を累積25%排出抑制、容器包装プラスチックの6割をリユース又はリサイクルする等を目標として掲げています。

⁷ いわゆる「使い捨て」のプラスチックで、通常、一度使用した後に、その役目を終えるプラスチック製品のことをいいます。

本区では、2019（令和元）年度の家庭ごみとして排出されたプラスチックの量を、ペットボトルやごみ袋として使用されたプラスチック袋を含めて区民1人1日当たり59.3g/人日と推計しています。この量を発生抑制により毎年2019（令和元）年度比約2.5%、中間年度の2025（令和7）年度には約12.5%、最終年度の2030（令和12）年度には約25%を削減し、44.5g/人日（14.8g/人日の減）とすることを目指します。

また、事業系のプラスチックについても、国及び東京都と連携し、家庭系プラスチックと同程度の削減を目指します。

③進捗管理

毎年度の施策の進行状況については、文京区リサイクル清掃審議会に報告し、その改善について幅広い意見を求める必要があります。

また、2025（令和7）年度には、本計画の中間見直しを予定しており、そのための基礎調査として、2024（令和6）年度に家庭ごみ組成分析調査及び区民アンケート調査を実施する予定です。その際、本計画策定時と同様の調査を行い、プラスチックごみ削減の進捗状況や区民のプラスチックごみ削減に関する認知度や取組等を踏まえ、中間見直しに反映することを提案します。

④容器包装プラスチックの分別について

プラスチックごみの焼却量を削減するためには、容器包装プラスチックの分別回収が必要ですが、現行の容器包装リサイクル法の枠組みでは、再商品化手法（リサイクル方法）が容器包装リサイクル協会での入札で決まり、区が入札に関与することができないため、温室効果ガスの削減効果が少ない再商品化手法になってしまう懸念があります。

また、分別回収を実施するためには多額の費用がかかるため、その費用に見合った温室効果ガスの低減効果が得られるかどうかも課題となります。2019（令和元）年度に文京区で実施した区民アンケート調査でも、容器包装プラスチックの分別回収の是非については、「経費と得られる効果を考慮して検討すべき」が49.2%と約半数を占めています。

容器包装リサイクル法の見直しを東京都や大都市清掃事業協議会を通じて国に要請するとともに、分別回収の費用対効果を検証し、様々な状況の変化に応じて、分別回収を検討する必要があります。

⑤具体的な施策

目標達成のため、次のような施策を実施することが必要です。

- 区の率先したプラスチックごみ削減の取組の推進
- プラスチックごみ削減を促進するための仕組みづくり
- 情報収集と普及啓発
- プラスチックの分別回収の検討

⑥区民・事業者・区の行動指針

●行動指針

区民、事業者、区の三者が可能なことから実施する必要があります。そのほか、販売事業者にはプラスチックを使わない製品の販売、飲食店には使い捨てプラスチックの代替品の導入等を推進する取組が必要です。

また、区には、自ら率先してプラスチックごみ削減に取り組み、東京都と協働した事業系プラスチック対策や情報提供等の役割が求められています。

表－5 各主体の行動指針

区民		不要なプラスチックは断る・見直すように努めます
事業者	一般事業者	プラスチックを代替できる商品の購入に努めます
	販売事業者	プラスチックを代替できる商品の販売促進に努めます
	飲食店等	使い捨てプラスチックの使用の見直しに努めます
	従業者	不要なプラスチックは断る・見直すように努めます
区		脱プラスチックに取り組みます 東京都と協働して事業系プラスチック対策に取り組みます 情報を収集し、区民・事業者への普及啓発を行います

●区民行動計画

区民が、プラスチックに依存しない新しいライフスタイルを取り入れやすい取組を提案し、普及啓発を推進する必要があります。

●事業者行動計画

○一般事業者・従業者

区民と同様に、プラスチックに依存しない取組を提案し、普及啓発を推進する必要があります。

○販売事業者

環境への影響を考慮した資源を使用している製品の取り扱い、包装の適正化、使い捨て容器・食器の削減等の取組を推進する必要があります。

○飲食店等

包装の適正化、使い捨て容器・食器の削減等の取組を推進する必要があります。

9 目標達成のための具体的な施策

目標達成のため、表－6に示す施策を実施することが必要です。

表－6 施策の体系

<p>1 区民を対象とした普及啓発・協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none">—(1) 情報の提供—(2) イベント等の開催や環境学習の場の提供—(3) 地域活動団体等との連携	<p>5 適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none">—(1) 適正な収集体制の維持—(2) 区で収集しない廃棄物への対応—(3) 適正排出の推進—(4) 事業系ごみの自己処理の促進—(5) 中間処理・最終処分—(6) 災害時の対応—(7) 感染症発生時の対応
<p>2 事業者を対象とした普及啓発・協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none">—(1) 情報の提供—(2) 事業者との連携	
<p>3 家庭系の3Rの推進</p> <ul style="list-style-type: none">—(1) リデュース（発生抑制）の推進—(2) 生ごみ減量活動の推進—(3) モノを長く使うライフスタイルの促進—(4) リユース（再使用）の推進—(5) 集団回収の推進—(6) 資源回収の推進	<p>6 運営管理体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none">—(1) 双方向の情報交換と区民参画—(2) 国等への要望—(3) 行政内部での連携—(4) 処理費用負担の検討—(5) 情報の公開
<p>4 事業系の3Rの推進</p> <ul style="list-style-type: none">—(1) 大規模・中規模事業所の3R推進—(2) 小規模事業所の3R推進—(3) 区の率先した取組の推進	

(1) 区民を対象とした普及啓発・協働の推進

循環型社会の実現に向けて、ごみ・資源の分別やリサイクル方法等の情報を的確に伝えるとともに、地域活動団体等と実施するイベント等での協働や環境学習の場の提供を通して、効果的な普及啓発に取り組む必要があります。

①情報の提供

ごみの減量や3Rに関する情報を的確に伝えていくため、区報・啓発紙・ホームページ等従来の広報媒体に加え、SNS・LINE等を活用して、幅広い年齢層や外国人に対しての周知・啓発を行う必要があります。

②イベント等の開催や環境学習の場の提供

区民の3Rや清掃事業への理解・関心を深めるためのイベント等の開催が必要です。

また、次代を担う子どもたちが正しい分別方法やごみ減量のための取組について知り、環境に配慮した生活習慣を身に付けられるよう、区内小学校等での環境学習の実施が必要です。

③地域活動団体との連携

効率的な普及啓発を推進するには、さまざまな主体がそれぞれの強みをいかしつつ、連携して取組を進めていくことが重要です。

区は、区内の団体等と連携して普及啓発を行っていくほか、イベントの協働開催などを通して、引き続き、各主体間のコーディネーターとしての役割を担っていく必要があります。

(2) 事業者を対象とした普及啓発・協働の推進

廃棄物処理法により、事業者は、その事業活動に伴って生じたごみ・資源について、事業規模にかかわらず、自らの責任で適正に処理をする必要があり、排出にあたっては一般廃棄物処理業者への委託等による自己処理が原則です。同時に、環境負荷の低減や排出者責任の原則から、事業活動により生じるごみの減量や資源の再利用に努めることとされています。

事業者の自己処理を推進するには、普及啓発の拡充に加え、事業系ごみの適正処理に関する情報を提供する必要があります。

①情報の提供

事業者への普及啓発は、分別ルールや排出方法等基礎的な情報の提供に加え、ごみ減量の意義や方法を分かりやすく伝える必要があります。

②事業者との連携

事業者の3Rや適正処理についての理解と意識向上を図るため、事業者との連携を強化し、支援を行う必要があります。

(3) 家庭系の3Rの推進

循環型社会を実現するためには、区民一人ひとりが発生抑制をはじめとした3Rに日常的・継続的に取り組み、ごみを出さないライフスタイルが求められています。区民等が主体的に3R推進に取り組めるよう、情報提供や環境の整備を行う必要があります。

①リデュース（発生抑制）の推進

ごみを出さないライフスタイルを定着させるためには、区民一人ひとりがリデュースの重要性を認識し、日常生活に取り入れやすい行動から始めていく必要があります。リデュースのためにできる具体的な取組について、さまざまな広報媒体による情報提供を継続的に行うことが必要です。

②生ごみ減量活動の推進

家庭から排出される可燃ごみの約3分の1を生ごみが占めており、生ごみの減量は大幅なごみの減量につながります。生ごみの発生抑制やリサイクル活動が持続的な習慣として定着するよう、講座や普及啓発の推進が必要です。

③モノを長く使うライフスタイルの促進

モノに愛着を持って長く使うことは、資源の節約やごみ減量につながります。修理ショップ等の情報提供を行うほか、整理された空間での暮らしやモノを大切に使うライフスタイルについての普及啓発の推進が必要です。

④リユース（再使用）の推進

リユースを進めるためには、本区の事業と民間事業者との連携が不可欠です。フリーマーケットの支援やリサイクルショップ等の情報提供、イベントを通じた不用品の再活用等、区民のリユースの推進が必要です。

⑤集団回収の推進

集団回収は、単に資源の回収にとどまらず、地域コミュニティの活性化やリサイクル意識の向上という意義を持つ、区民レベルで行える重要なリサイクル活動です。回収費用も行政が行う集積所回収に比べて低く抑えることができます。更なる拡充のため情報提供や普及啓発の推進が必要です。

⑥資源回収の推進

家庭ごみの約2割を占める、分別されずに排出された資源について、一層の

分別徹底が必要です。

また、区民の多様なニーズに対応できるような資源回収のあり方についての検討や、粗大ごみからの有用金属回収を行う等、幅広く資源化を進めていく必要があります。

(4) 事業系の3Rの推進

本区のごみの約6割を占めていると推計される事業系ごみについて、3Rや適正処理を推進するため、事業所の規模や業種に応じた取組が必要です。

大規模事業所から排出される事業系ごみ量の削減は、区全体から排出されるごみ量の削減に大きく寄与するため、ごみの発生抑制をはじめとする3Rを推進するための指導、助言を行う必要があります。

また、小規模事業所に対しては、効率的なリサイクルシステムの利用を推進していく等、適正排出に向けた啓発を強化する必要があります。

①大規模・中規模事業所の3R推進

事業用建築物の所有者に対する指導や廃棄物管理責任者への講習会等を通じて、3Rと適正処理の推進が必要です。

②小規模事業所の3R推進

自主的なリサイクルシステムに取り組むことが困難な中小事業者について、事業者の3R推進のための取組を支援する必要があります。

③区の率先した取組の推進

文京シビックセンターをはじめとする区施設で3R推進に積極的に取り組み、事業者の規範となる必要があります。

(5) 適正処理の推進

東京二十三区清掃一部事務組合や東京都と連携し、環境負荷の低減とコスト削減に努めながら、適正なごみ処理を行う必要があります。

①適正な収集体制の維持

現状の収集体制を基本として、安定的かつ効率的に収集を行うとともに、環境負荷の低減とコスト削減に配慮しつつ、高齢化社会の進展等社会情勢に対応したきめ細やかな収集体制を整える必要があります。

②区で収集しない廃棄物への対応

事業者によるリサイクルが法律で義務づけられている品目や、事業者等が自主回収をしている品目については、事業者への引き渡しについて周知する必要があります。

また、区で処理できないごみについては、処理方法や処理事業者を紹介し、適正処理を促進する必要があります。

③適正排出の推進

ごみの適正処理の基本は分別です。本区で定めた分別区分や収集日等の排出ルールについて、区民や事業者に働きかける必要があります。

④事業系ごみの自己処理の促進

事業系ごみの自己処理原則を促進するため、一般廃棄物処理業者への委託の促進や、集積所への排出基準の見直し等を検討する必要があります。

⑤中間処理・最終処分

中間処理については、東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理体制を維持し、環境負荷の少ない中間処理を実施する必要があります。

最終処分については、東京都が管理運営する最終処分場で埋立処分するとともに、処分場の長期延命化に向けた施策に協力する必要があります。

⑥災害時の対応

大地震や激甚な風水害により被害を受けた際は、大量の廃棄物が発生し、通常時の収集・処分が困難になると想定されることから、必要な対策を図る必要があります。

⑦感染症発生時の対応

廃棄物の処理は、区民生活を維持し経済を支える上で必要不可欠な社会的インフラです。新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が発生した際は、廃棄物を適正に処理しながら、清掃事業に係る職員の感染予防を講じるとともに、安定的に業務を継続する事が求められています。

しかしながら、職員の感染状況等によっては、通常時の収集・処分が困難になることも想定されることから、対策を図る必要があります。

(6) 運営管理体制の充実

循環型社会を実現するため区民・事業者・区の三者の連携を強化していく必要があります。

① 双方向の情報交換と区民参画

リサイクル清掃事業に区民等の意見を反映させるため、双方向の情報交流を図る必要があります。区は、コーディネーターとしての役割を担い、併せて、区民等の中から3R推進について広く普及啓発等を行う担い手を育成し、その活動を支援する必要があります。

②国等への要望

全国的な対応が必要な事項や区単独での解決が困難な課題について、国や業界団体に対する働きかけを行う必要があります。

③行政内部での連携

循環型社会を実現するため、リサイクル清掃部署のみならず、関係部署との連携・協力を推進する必要があります。

④処理費用負担の検討

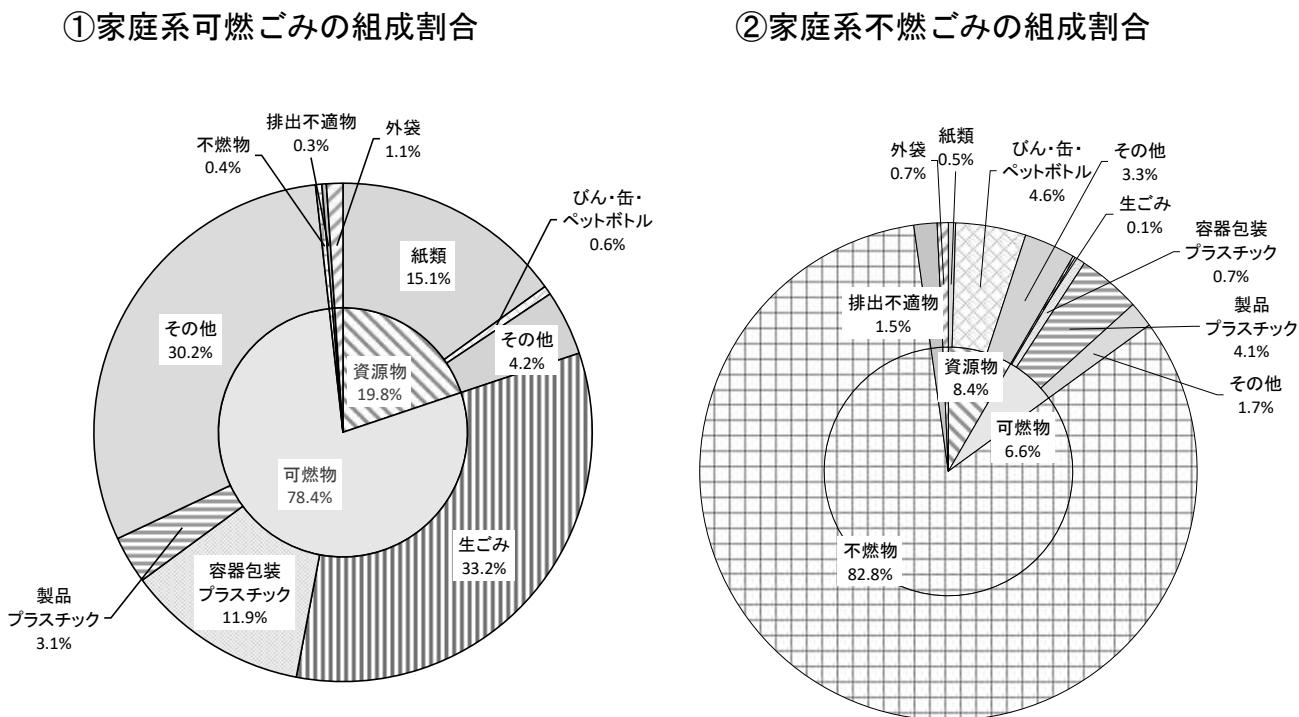
リサイクル清掃事業に関する処理費用負担について検討する必要があります。

⑤情報の公開

区民等のごみ減量や3Rに対する意識向上を図るため、区民に対して積極的に情報公開していく必要があります。

10 参考資料

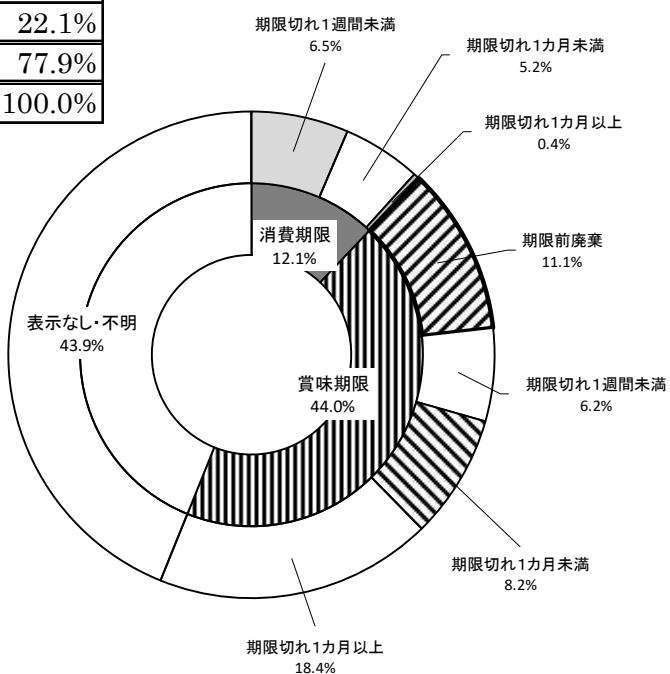
(1) ごみ組成分析調査



③家庭系可燃ごみ、生ごみに含まれる食品ロスの割合

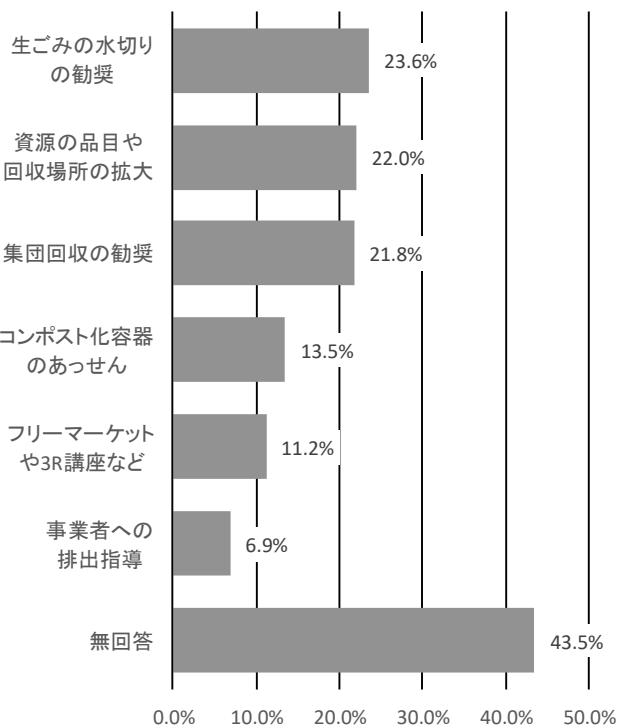
	可燃ごみに占める割合	生ごみに占める割合
直接廃棄(手つかず)	2.4%	7.1%
直接廃棄(使い残し)	2.1%	6.3%
食べ残し	2.9%	8.7%
食品ロス小計	7.3%	22.1%
調理くずなど	25.8%	77.9%
合計	33.2%	100.0%

④家庭系可燃ごみに含まれる直接廃棄(手つかず)の消費期限・賞味期限の割合

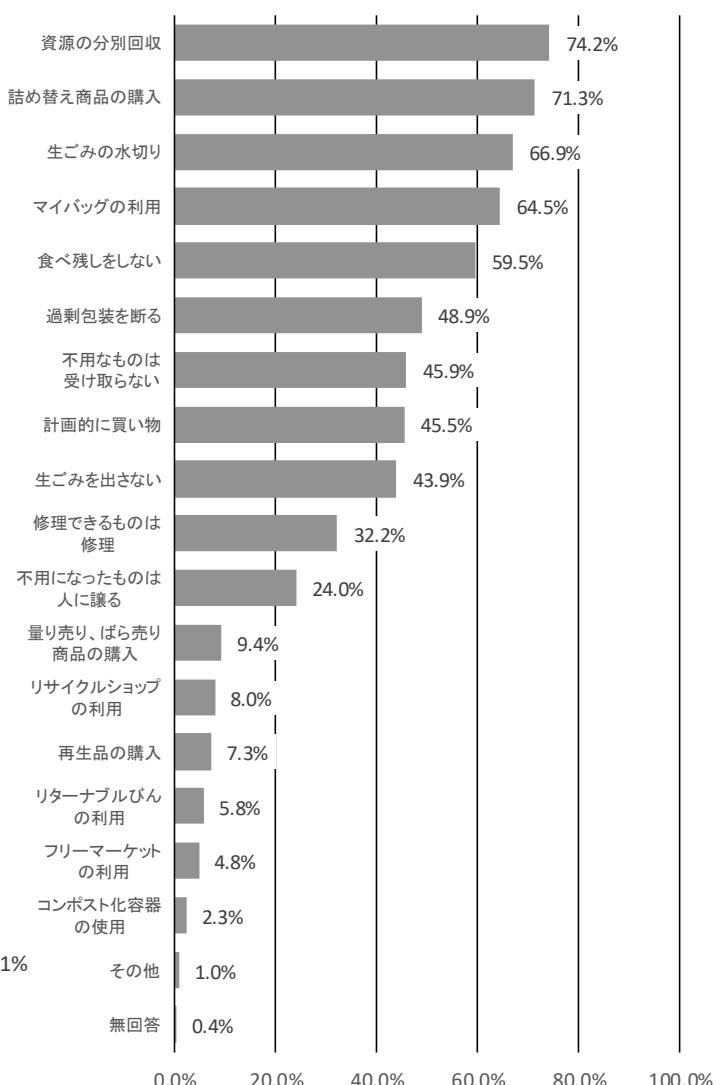


(2) 区民アンケート調査

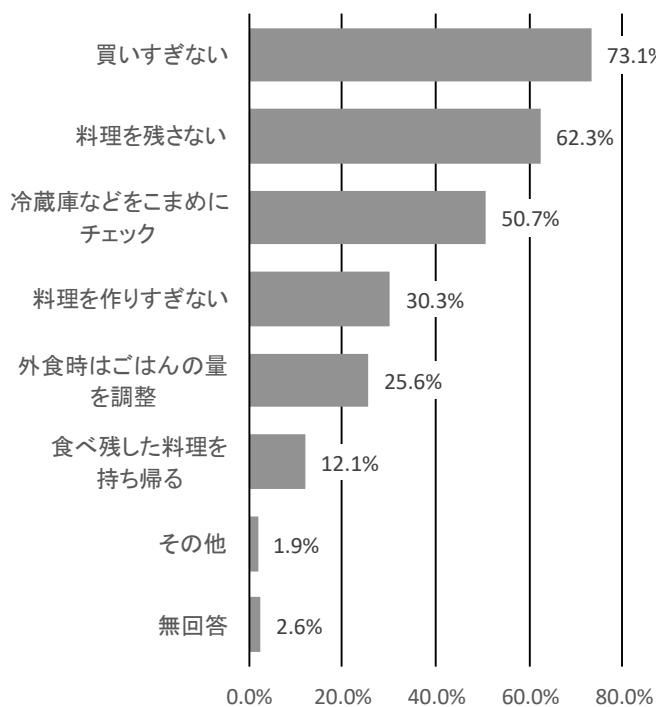
①区が行っているごみ減量施策の認知



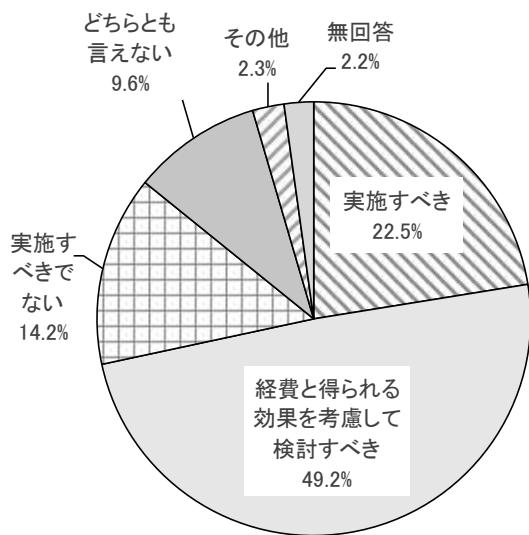
②家庭で行っているごみ減量の取組



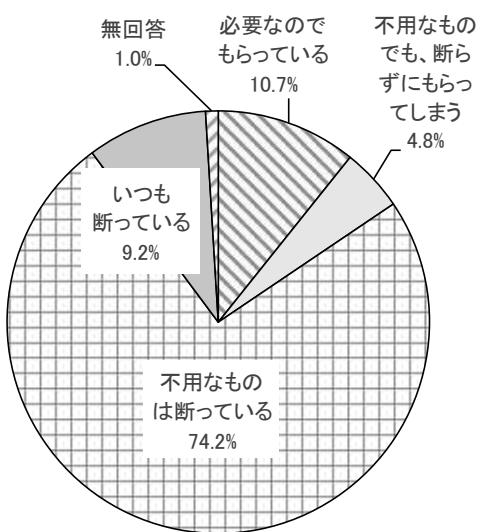
③食品ロスを減らすために日頃から行っていること



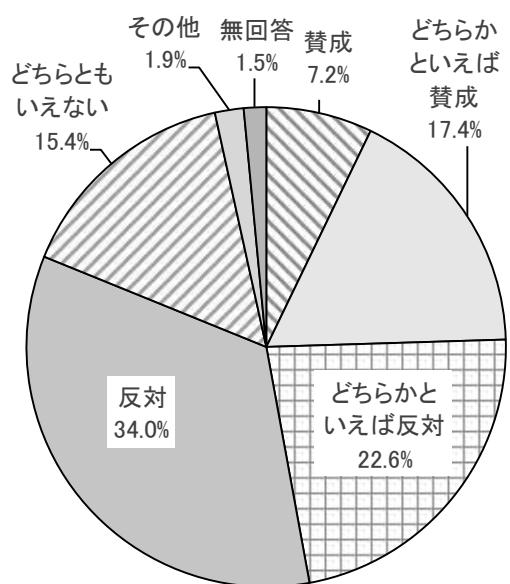
④プラスチックの分別収集



⑤使い捨てのスプーンやフォーク等



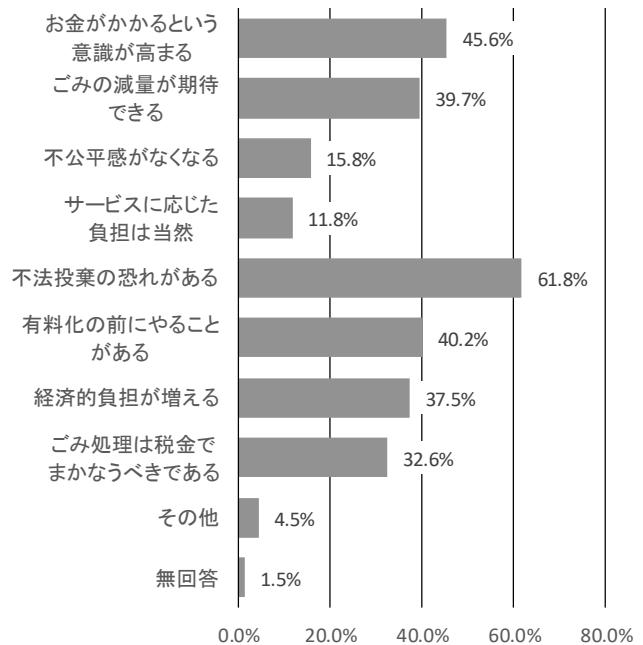
⑥家庭ごみ有料化について



肯定的な意見

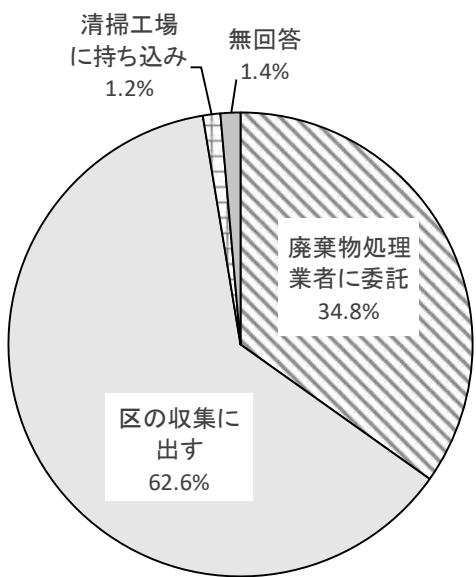
否定的な意見

⑦有料化についての考え方

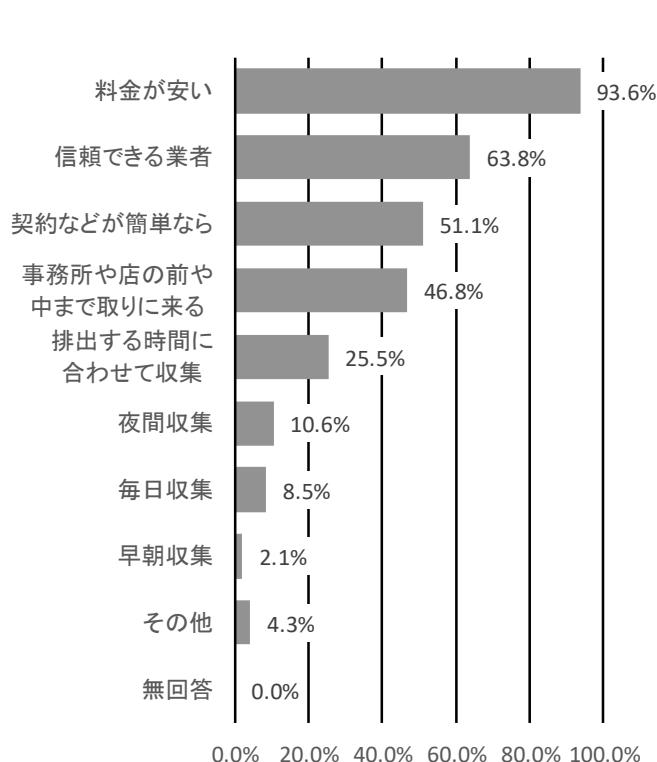


(3) 事業所アンケート調査

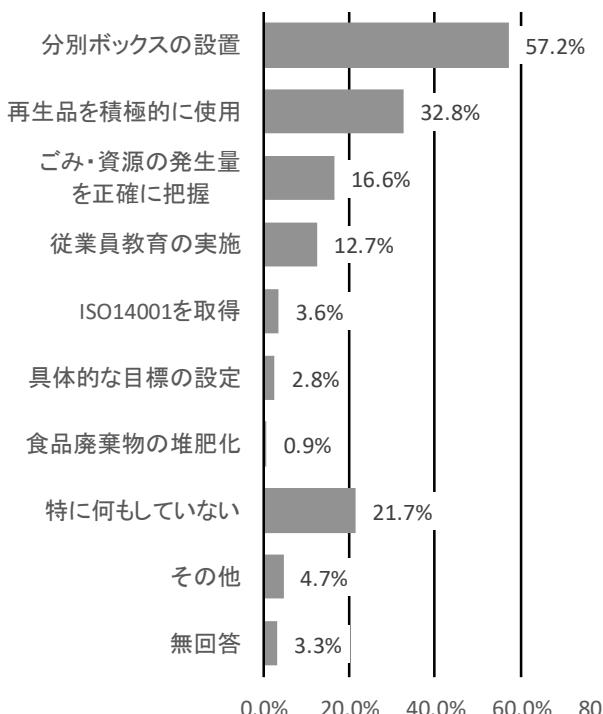
①ごみの処理方法



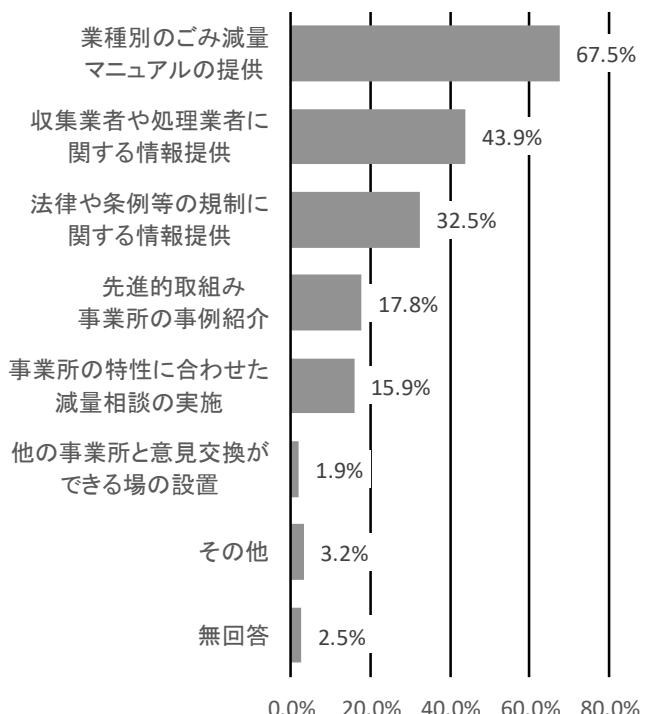
②一般廃棄物処理業者委託条件



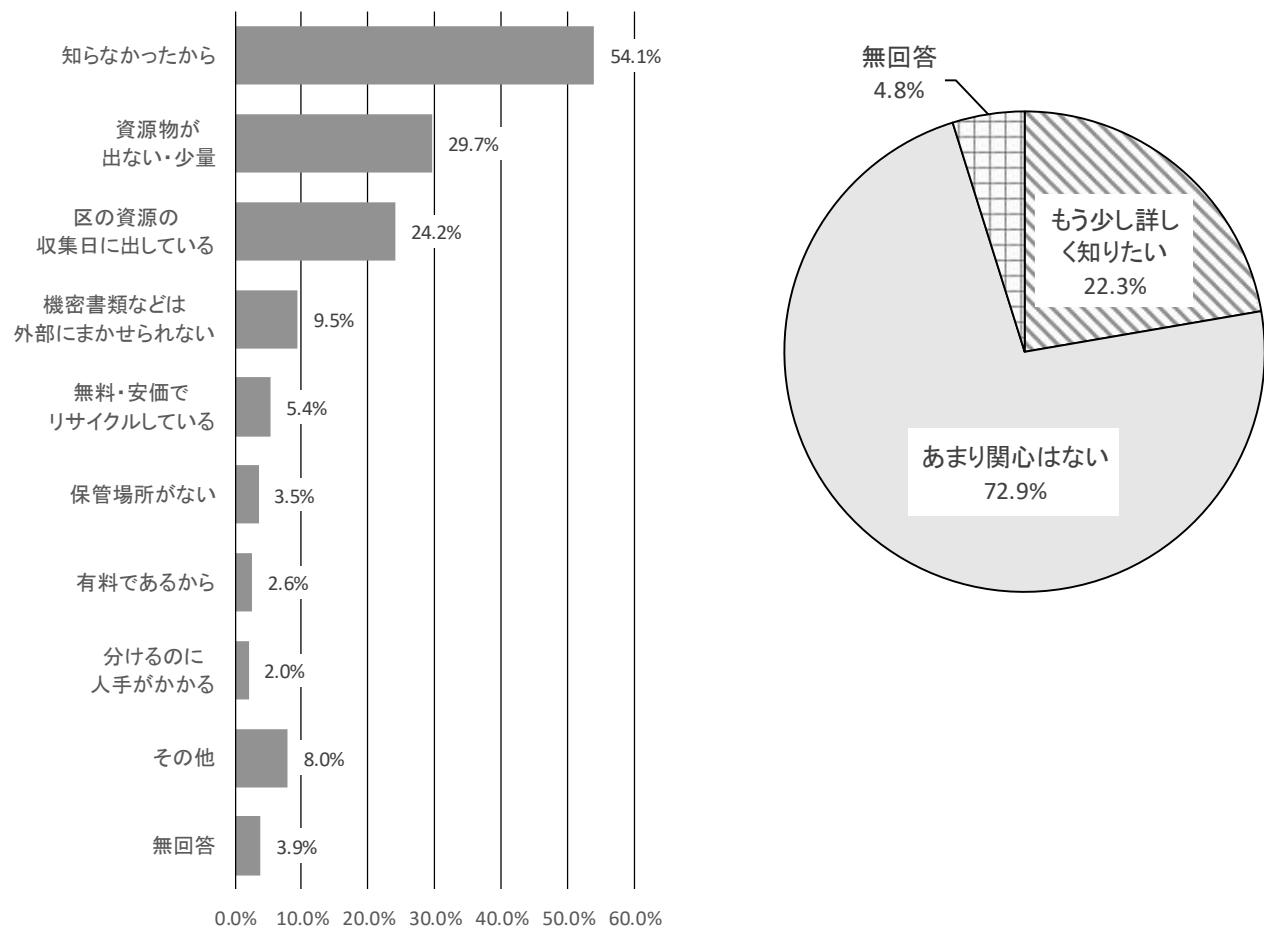
③ごみ減量・リサイクルの取組



④ごみ減量を進めるための支援や情報



⑤R(リ)サークルオフィス文京への不参加理由 ⑥R(リ)サークルオフィス文京への関心



(4) 容器包装プラスチック分別回収の環境負荷・コスト評価

①二酸化炭素排出量

単位:t-CO₂/年

シナリオ	二酸化炭素排出量	サーマルリサイクルと比較した増減量
サーマルリサイクル	2,340	—
分別回収（マテリアルリサイクル）	2,632	292 増加
分別回収（ケミカルリサイクル）	-308	2,648 減少

②コスト評価

サーマルリサイクルと比較した削減量t-CO ₂ /年	2,648
分別回収による追加費用（万円/年）	15,673
二酸化炭素1t削減のための追加費用（万円/t）	5.9

(5) 収集ごみの家庭系と事業系の按分

家庭ごみ排出原単位調査で把握した、区民1人1日当たりの排出原単位は、可燃ごみが331g/人日、不燃ごみが12g/人日です。これに人口225,304人と年間日数の366日を乗じて、2019（令和元）年度の家庭ごみ量を推計しました。

この家庭ごみ量を、2019（令和元）年度の収集ごみ量で除することで、区収集による可燃ごみと不燃ごみに占める家庭ごみの割合を、それぞれ67.8%、69.6%と仮定しました。

	排出原単位 (g/人日)	人口（注） (人)	家庭ごみ量 (t/年)	収集ごみ量 (t/年)	家庭ごみ 割合
可燃ごみ	331		27,295	40,238	67.8%
不燃ごみ	12	225,304	990	1,423	69.6%

（注）人口は令和元年10月1日現在